

## くらしのカレンダー

|             |  |           |  |
|-------------|--|-----------|--|
| 3/27火<br>友引 | ■心配ごと相談 (行政・人生相談も含む)<br>午後1時～4時 中之島村公民館  | 5木<br>先勝  | ■村内小・中学校入学式<br>(・上通小・北中…午前10時・信条小…午前10時30分)<br>(・中之島中…午後1時30分・中之島中央小…午後2時)                               |
| 28水<br>先負   |  | 6金<br>友引  | ■村内保育所入所式 午前9時30分<br>■ポリオ生ワクチン 対象者昭和58年1月～12月生まれ<br>受付時間午後2時～2時30分 中之島村公民館<br>〔春の全国交通安全運動～15日〕           |
| 29木<br>仏滅   |  | 7土<br>先負  | [世界保健デー]   |
| 30金<br>大安   |  | 8日<br>仏滅  | ◆桂屋商事(今町SS) ◆皆庄産業(俣見附バイパスSS)<br>(猫興野・☎6-4482) (今町4丁目・☎6-5100)<br>④霜島医院(☎2-0579) ⑤岩崎医院(☎2-1122)<br>〔花まつり〕 |
| 31土<br>赤口   | ◆(俣)長岡高助中之島SS ◆(俣)山嘉商店今町SS<br>(灰島新田・☎6-3245) (今町3丁目・☎6-2645)                                     | 9月<br>大安  | ■離乳食実習 対象者昭和58年8月～10月生まれ<br>受付時間午前9時～9時30分・午後12時30分～1時<br>中之島村公民館  |
| 4/1日<br>先負  | ④星野(俣)医院(☎6-2103) ⑤寺師医院(☎2-0137)<br>〔春の火災予防運動～7日〕〔緑の週間～7日〕<br>〔地価公示普及月間～30日〕〔河川美化月間～30日〕         | 10火<br>赤口 | ■心配ごと相談 (行政・人生相談も含む)<br>午後1時～4時 中之島村公民館<br>〔婦人週間～16日〕〔交通安全家庭の日〕  |
| 2月<br>仏滅    |  | 11水<br>先勝 | [メートル法公布記念日]   |
| 3火<br>大安    | ■心配ごと相談 (行政・人生相談も含む)<br>午後1時～4時 中之島村公民館<br>■ポリオ生ワクチン 対象者昭和58年1月～12月生まれ<br>受付時間午後2時～2時30分 中之島村公民館 | 12木<br>友引 | [世界宇宙飛行の日]   |
| 4水<br>赤口    |  | 13金<br>先負 |  |

### ◎利用のために

④マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。  
⑤マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。  
◆マークは日曜営業の給油所 ■マークは行事

「四月一日は万愚節」  
といっても、なじみのない言葉ですが、いわゆる「四月はか」つまりエイプリル・フールのことです。欧米ではオー・ル・フルズ・デー (April Fool's Day) とか、エイプリル・フールズ・デー (April Fools' Day) というので、これを日本語に訳したのが「万愚節」というわけです。  
そして、エイプリル・フルという場合、あちらでは四月一日にかつがれた人のことをいうようです。  
起源についてはいろいろいわれていますが、昔は、新年といえは春分の日で、四月一日はさまさまな春分の行事の最後の日でした。  
それが十六世紀以後、新年が一月一日にかわってからも昔をしのぶために四月一日には、でたらめな贈り物をした人が多かったりしたのが、



この行事の始まりともいわれます。  
いずれにしても、罪のないいたずらで人をかきつぎ、ちょっと悩ませてみたり、むだ走りさせて楽しむ風習ですが、人をかきついでいいのは午前中だけという話もあります。  
日本では、明治時代から知られていたようですが、最近のヤングにはあまり人気がないようです。クリスマスや母の日などとちがって、プレゼントをする行事ではないので、商魂たくましいむきに受けないからでしょうか。また、この日は学校が春休みという点にも原因があるようです。  
フランスでは、四月ばかのことを「四月のサバ(鯖)」というとか。日本語の「サバを読む」と関係があるのかと思いましたが、これははやトチリで、四月のサバはやすやすと釣れるからという程度の意味だそうです。  
四月一日は、日本では新年のスタートにあたる日。  
ところで、あなたは「かつぐ人」それとも「かつがれる人」?



## 広報

# なかのしま

昭和59年

3月 No.127

編集と発行/南蒲原郡中之島村役場企画課  
(〒954-01 ☎02586(6)2002)



## 新たな希望に燃えて

3月14日 村内の両中学校で卒業式が挙行され、両校合わせて140名の生徒が新たな希望に燃えて、学舎を巣立ちました。(中之島中学校で)

### おもな内容

- ・昭和59年度予算について②～⑤
- ・水田利用再編対策事業 ⑥～⑦
- ・昭和58年の村内交通事故⑧～⑩
- ・「中之島歯科診療所」開業 ⑫
- ・計量器の定期検査を実施 ⑭
- ・施設利用団体は登録申請を ⑮
- ・くらしのカレンダー ⑯

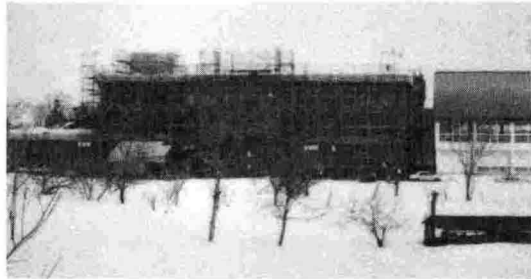
### 村民憲章

一、わたくしたちは、恵まれた自然に感謝し郷土を愛し、働く喜びを知る家庭と村をつくりましょう。  
一、わたくしたちは、健康で笑顔に満ちた心のかよふ家庭と村をつくりましょう。  
一、わたくしたちは、伝統を生かし、教育・文化の向上と産業の発展につくす家庭と村をつくりましょう。  
(昭和五十六年八月八日制定)

## 昭和59年度 重点施策

### I 教育・文化・レクリエーション施設の充実

- ① 義務教育施設の整備——上通小学校の改築（校舎・給食棟の建設完了）



上通小学校新築工事の様子

- ② 社会教育施設の整備——テニスコートの新設（旧中野小学校グラウンドに2面整備）

### II 産業振興と雇用機会の確保

- ① 生産基盤の整備、生産環境の改善による近代農業への質的転換
- ② 農村総合整備モデル事業の実施
- ③ 農免農道整備事業（信条地区）と団体営農道整備事業（島田地区）の推進
- ④ 商工業の推進

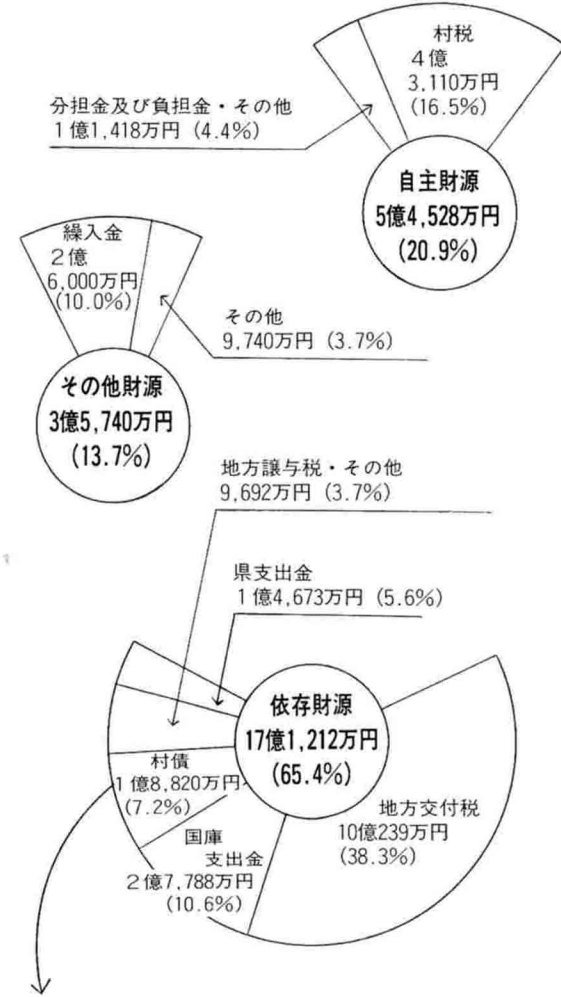
### III 潤いのある社会福祉の充実

- ① 中之島保育所の改築（定員160名、鉄筋コンクリート造り2階建、総床面積1,027㎡）

### IV 健康で安全快適な生活の確保

- ① 生活関連の道路整備  
村単事業——改良14路線、舗装11路線（予定）  
補助事業——地方道改修、中西橋改良等
- ② 疾病予防と健康の増進
- ③ 交通安全対策——交通死亡事故0・目標1,000日運動の推進
- ④ 消防・水防施設の整備充実——防火水槽（20t級・3基）の新設、小型動力ポンプ（3台）の更新、積載車（2台）の購入等を計画
- ⑤ 事務合理化——印鑑登録証明制度の改善

## 歳入を目的別にみると



＜村債の内容＞ (構成比)

|         |                   |
|---------|-------------------|
| ■教育債    | 1億1,100万円 (59.0%) |
| ■土木債    | 2,720万円 (14.5%)   |
| ■農林水産業債 | 2,540万円 (13.5%)   |
| ■民生債    | 2,460万円 (13.0%)   |

## 明るく・住みよい・豊かな村づくりに

### 昭和59年度 一般会計予算

総額 **26億1,480万円**

— 58年度当初より30.5% (6億1,072万円) の伸び —

#### 新年度予算編成方針

新年度の行財政の執行に当たりましては、現下の厳しい財政状況を踏まえ、健全財政を維持しつつ、総合計画に係る年次別実施計画を基本として、財源の重点的かつ効果的な配分を行い、国と同一の基調により、歳出の抑制と一般行政経費の節減合理化に努め、投資的経費の増額を図ることを基本としました。

#### 一般会計予算の規模

昭和五十九年度一般会計予算の規模は、総額で二十六億一千四百八十万円

三月十二日から三月二十三日まで開催された村議会定例会において、昭和五十九年度の一般会計予算および特別会計予算が可決されましたので、その主な内容を紹介します。  
(カッコ内は対前年度比)

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 〔一般会計予算〕       | 二十六億一千四百八十万円 (三十・五%) |
| 〔国民健康保険特別会計予算〕 | 四億九千三百三十九万円 (二・九%)   |
| 〔老人保健特別会計予算〕   | 四億七百三十四万円 (八・六%)     |

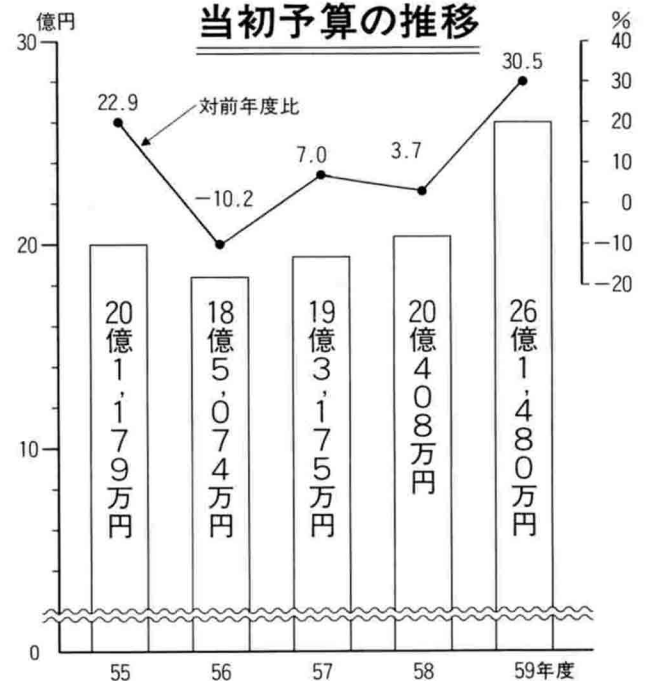
前年度に比べ六億一千七十二万円の増額となり、三十・五%と大幅な伸び率となりました。

これは、前年度に引き続いて上通小学校の校舎・給食棟の建設工事費四億二千六百六十九万円と、中之島保育所改築工事費として概算一億八千九百九十九万円等が増となりました。

#### 歳入の財源措置

歳入のうち最も構成比の大きい地方交付税は、交付総額が三・九%減となると見込まれていますので、前年度実績の五%減を一応の目安として、今後の補正財源等を考慮して一部は留保し、普通交付税九億七千七百三十九万円を、

#### 当初予算の推移



特別交付税は前年同額の二千五百万円とし、合計十億二千三百三十九万円で、前年度に比べ、六千九百三十三万円、五・六%の増となりました。

国庫支出金については、行財政改革の影響で減少になる見込みと示されていますが、具体的にはどうなるか把握が困難なため、現行制度により積算計上し二億七千七百八十九万円を見込みました。前年度と比べ一億二千二百三十五万円、七十八・七%の増となりましたが、主な増額は中之島保育所及び上通小学校の改築費、テニスコート新設に対する補助金等を見込んだことによりです。

県支出金は、一億四千六百七十三万円、前年度に比べ三千五百六十五万円、

三十二・一%の増となりました。これも、中之島保育所の改築費に対する県の負担金が増額したためです。

繰入金については、二億六千万円を計上しましたが、前年度に比べ二億四千二百万円、千三百四十四・五%の増となりました。これはそれぞれ基金に積み立てをしてきたものを、中之島保育所の改築費に充てるため保育所建設基金から六千万円を、上通小学校の改築費に充てるため小学校建設基金から一億八千万円を繰り入れることなどにより、大幅な増となりました。

次に村債については、一億八千八百二十万円を計上し、前年度に比べ六千二百八十万円、五十一・一%の増となりました。借金依存体質は厳に排除しなければなりません。上通小学校の校舎並びに中之島保育所の改築のための起債は、財源調達のためから避けることができず、増加の要因となりました。

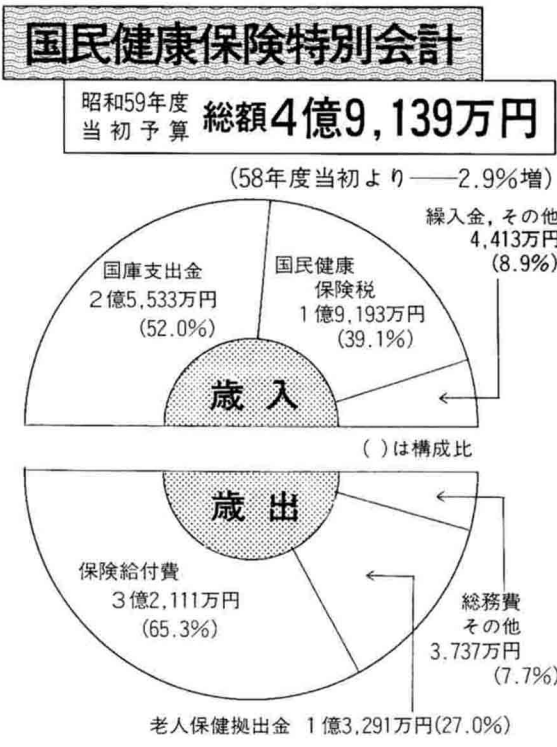
一方、主要自主財源であります村税については、税制改正や前年度実績等を充分勘案し、前年度より三千六百二十四万円、九・二%増の四億三千百二十万円を計上しました。

分担金及び負担金は、九千二百五十一万円を見込みましたが、その主なものは保育料であり、郡内町村等の状況や動向等を勘案して引き上げは見送ることとしています。保育料以外では健康診断の負担金、中西橋架け替え工事の見附市負担金等も計上していますが、保育料の自然増などで前年度に比べ、八百六十八万円、十・四%の増となっています。

医療保険制度の中核をなす国民健康保険事業は、保険者の永年の念願であった老人保健法が施行されたといえ、高齢化社会への急速な進行や、疾病構造の変化、医療の高度化、さらに被用者保険からの定年退職者の流入等により、依然として医療費の増加が続いており、国の財政逼迫と相まってますます厳しさを増しています。

このような状況で新年度予算の編成に当たり、国の示した予算編成方針に基づき従来の延長上で編成した結果、総額四億九千三百九十九万円の増、前年度に比べ一・九％となりました。

歳出予算の柱をなす保険給付費は、前年度に比べ一・四％減の三億二千一百一十万円となり、予算総額の六十五・



百二十五万円を計上しました。これは、過疎化現象による小規模保険者の増加や偶発的な超高額医療費の発生による国保財政の不安定状態を解消するため、高額療養費共同事業として新潟県でも国保連合会を実施主体として五十九年四月一日から実施されることになり、診療報酬明細書一件当たり九十万円、療養費については一件当たり六十三万円を超える高額療養費が交付の対象となります。

保健施設事業については、被保険者の健康の保持・増進を図る施策の充実を強く要請されていることから成人病予防策の一環として、前年度に引き続き一日人間ドックを実施し、利用者百人に対し半額助成を行うこととしました。

一方、歳入の主要財源である国庫支

三％を占めました。老人保健拠出金については、五十七年度の老人医療費等調査結果に基づき推計した結果、前年度に比べ一・三％増の一億三千二百九十一万円となりました。

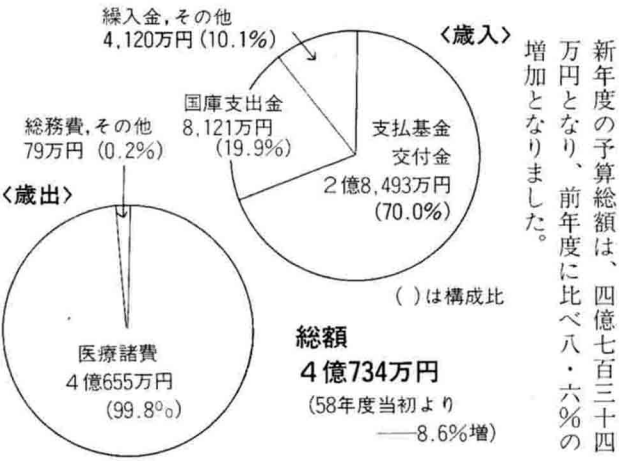
次に共同事業拠出金として、新たに四

出金のうち療養給付費負担金については、国庫補助率の変更が予定されていますが、従来の補助率により補助対象医療費及び老人医療費拠出金に対応する額を計上し、その他負担金・補助金を合計し、前年度に比べ一・六％増の二億五千五百三十三万円となりました。

保険税については、被保険者の急激な負担増加を抑制するため、国保給付準備基金から一千五百万円を繰り入れすることとし、現年課税分として一億八千九百一十万円を計上しました。予算額としては前年度に比べ六十三万五千三百四十四円増となり、前年度に比べ八・六％の増加となりました。



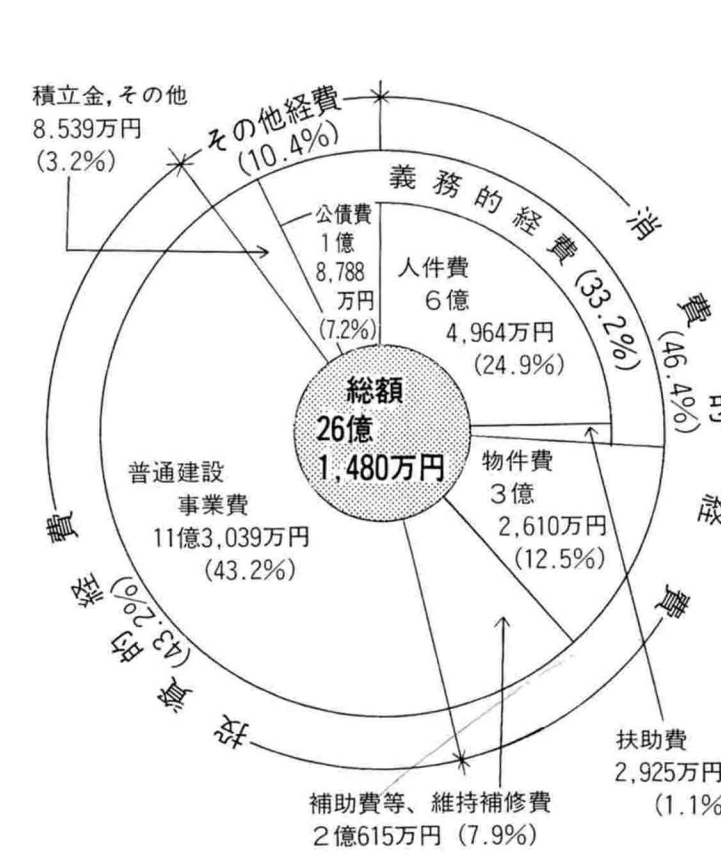
▲レントゲン検診の順番を待つ住民



老人保健制度は施行後一年を経過しましたが、一部負担金制度の導入、診療報酬体系の見直しなどで注目された制度実施後の老人医療費の推移をみますと、医療費のほとんどを占める医療給付費の支払額は、施行直後の五十八年二月診療分の二千三百九十八万円を底に、最高は五月診療分の三千三百二十七万円で、五十八年十二月診療分までの十一月間の支払額は三億二千三百二十三万円となり、年間ベースでは三億五千万円を超えるものとみられ、前年度と比較して十五％程度の伸びとなる見込みです。

このような現状を踏まえて編成した新年度の予算総額は、四億七千三百四十四万円となり、前年度に比べ八・六％の増加となりました。

### 歳出を性質別にみると



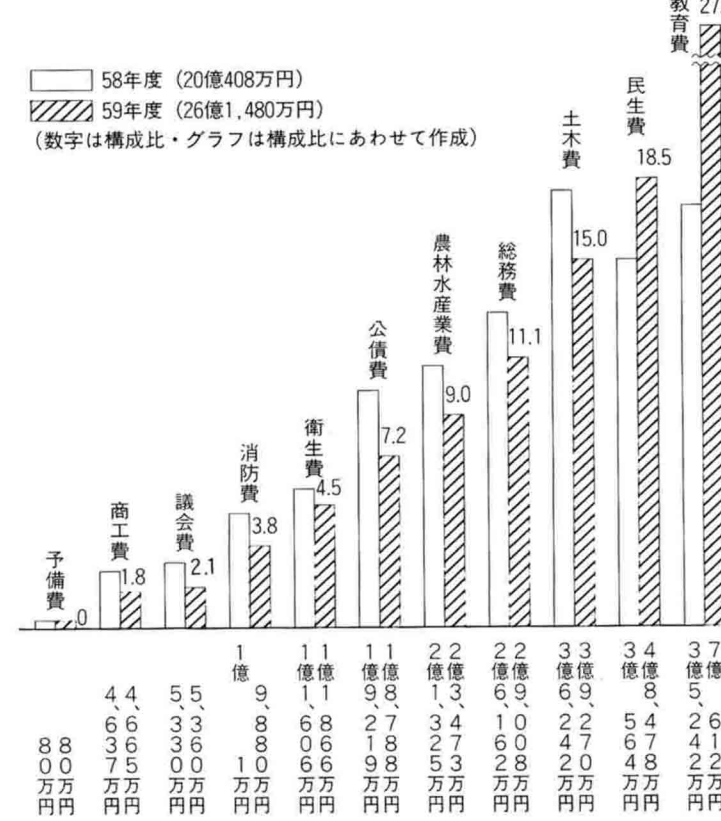
前年度構成比二十八・一％であった普通建設事業費は、五十九年度十一億三千三百九十九万円で、構成比は四十三・二％を占め、金額で五億六千六百七十四万円、伸び率は百・五％の大幅増となりました。これは、上通小学校及び中之島保育所の改築に伴うものです。

次いで構成比の大きなものに人件費があります。六億四千九百六十四万円で二十四・九％を占め、前年度に比べ二千九百七十三万円、四・八％の増となりました。

以下構成比では、物件費十二・五％、公債費七・二％、補助費等七・一％が主なものとなっています。

また、地方債の昭和五十八年度末見込みは、十三億四百五十五万円、公債費比率は十・〇％と前年度を若干下回ってくる見込みですが、新年度は、国の地方財政対策で、前年度に引き続き、財源不足の補てんのための財源対策に、建設地方債が増発されることとなるので、借金依存状態からの脱却はさらに難しくなる見込みであるため、今後も村債を起すに当たっては、引き続き慎重な配慮と選択を行い、これに対処していく考えです。

### 歳出を目的別にみると



《村民ひとりあたり—合計228,386円》

- 教育費 61,175円
- 民生費 42,343円
- 土木費 34,300円
- 総務費 25,337円
- 農林水産業費 20,502円

人口は11,449人……2月29日現在

# 転

# 作

### 皆さんの協力で目標を達成 転作率は二九・〇パーセント

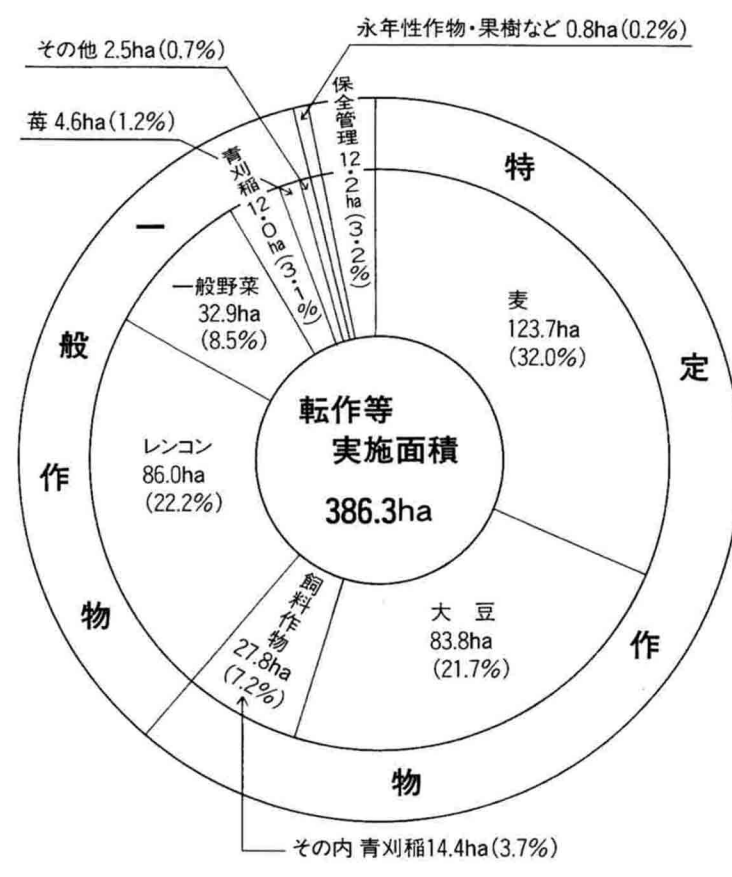
水田利用再編第二期対策の最終年度である昭和五十八年度は、転作等目標面積三二四・六ヘクタールに対して、三八六・三ヘクタールの実施となり、二九・〇パーセントの達成率となりました。その転作内容をみますと、特

定作物(麦・大豆・飼料作物)が二三五・三ヘクタールと最も多く、次に一般作物(レンコン・苺・一般野菜など)の一三八・〇ヘクタール、農協預託水田(保全管理)一二・二ヘクタール、永年性作物(果樹など)〇・八ヘクタールの順となっております。

それらを詳細にしたのが左の「作目別転作等実施面積図」です。また、今年度の集団転作(二ヘクタール以上)は六十六集団、一九一ヘクタールの団地が形成され、昨年度(六十九集団・一九九ヘクタール)とほぼ同様の結果となりました。



### 昭和58年度 作目別転作等実施面積図



大豆の生産振興と技術の向上を図る目的で、毎年県が実施している「大豆共励会」において、十アール当たり三百五十八キログラムの収量をあげられた西野の大倉和平さん(五十歳)が、四歳(が)、榮譽ある個人の部最優秀賞を受賞されました。

また、同じく個人の部最優秀賞に柳橋雅一さん(島田・五十六歳)と中島多三郎さん(島田・五十一歳)が、集団の部においても優秀賞に島田大豆生産組合が選ばれたこと、転作大豆の中之島村が位置づけされ、各方面から注目されています。

大倉和平さん

～新潟県大豆共励会～  
個人の部 最優秀賞に  
大倉和平さん

### 《昭和59年度転作等目標面積》

| 項目   | 転作等目標面積             |             |              |
|------|---------------------|-------------|--------------|
|      | 転作等目標面積 (A)=(B)+(C) | (うち) 実転作(B) | (うち) 他用途米(C) |
| 全国   | 600,000 ha          | 544,000 ha  | 56,000 ha    |
| 新潟県  | 20,820 ha           | 18,877 ha   | 1,943 ha     |
| 中之島村 | 321.3 ha            | 290.4 ha    | 30.9 ha      |

### 《本村への配分状況》

(単位: ha, %, 俵)

| 区分        | 59年度    | 58年度    | 比較    |
|-----------|---------|---------|-------|
| 転作等面積     | 290.4   | 324.6   | 89.5  |
| 他用途利用米面積  | 30.9    | —       | —     |
| 転作率       | 10.4    | 12.7    | -2.3  |
| (参考)県の転作率 | 12.4    | 12.5    | -0.1  |
| 限度数量      |         |         |       |
| うるち米      | 183,927 | 183,629 | 100.2 |
| もち米       | 5,489   | 5,599   | 98.0  |
| 計         | 189,416 | 189,228 | 100.1 |

## 水田利用再編第三期対策スタート 転作作物に他用途利用米が仲間入り

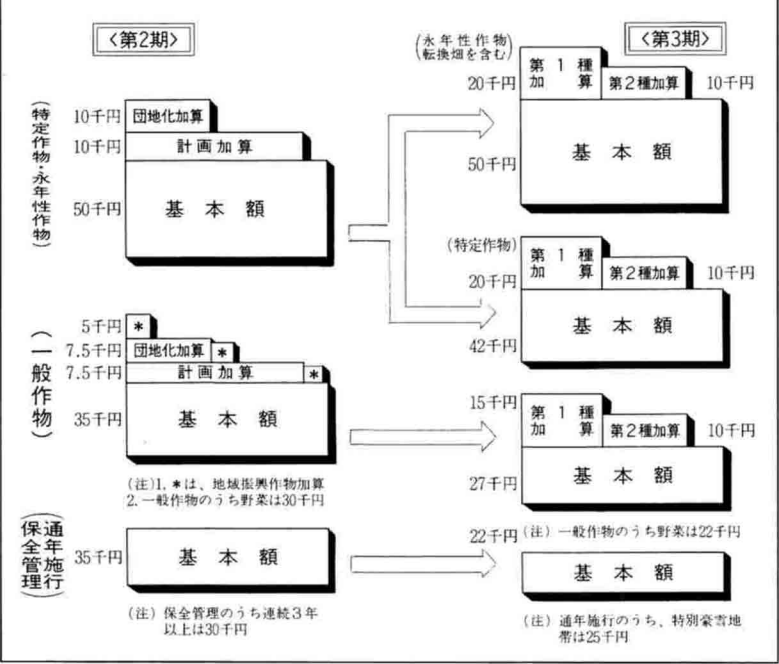
水田利用再編第三期対策は、地域の実態に即した転作の定着を推進することが最大の課題とされており、加算制度等に所要の改正が加えられると共に、高い生産力を有する水田の有効活用を図る観点から、主食用以外の用途である他用途利用米の生産が制度化されました。初年度の昭和五十九年度における転作等目標面積は、他用途

利用米面積三〇・九ヘクタールを含めて三二一・三ヘクタールで、五十八年度に比べて三・三ヘクタールの軽減となりました。また、これに伴う五十九年度産米事前売り渡し申し込み限度数量は、うるち米一八万三、九二七俵(五十八年度より二九八俵の増)、もち米五、四八九俵(五十八年度より一〇俵の減)の計一八万九、四一六俵となりました。

### 第三期対策の主な改正点

- 一、他用途利用米制度の新設
- 二、転作奨励補助金の改訂と加算制度の充実
- 三、奨励補助金の水準については、総合的に勘案されて基本額で一〇アール当たり一律八千円(永年作物は除く)、保全管理、通年施行については一万三千円の引き下げとなります。

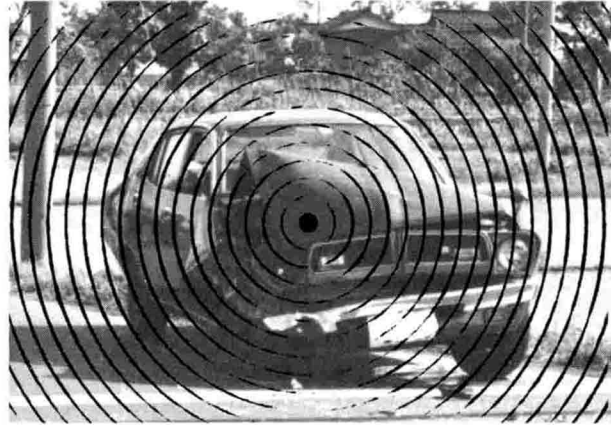
### 第3期の奨励補助金の水準および体系



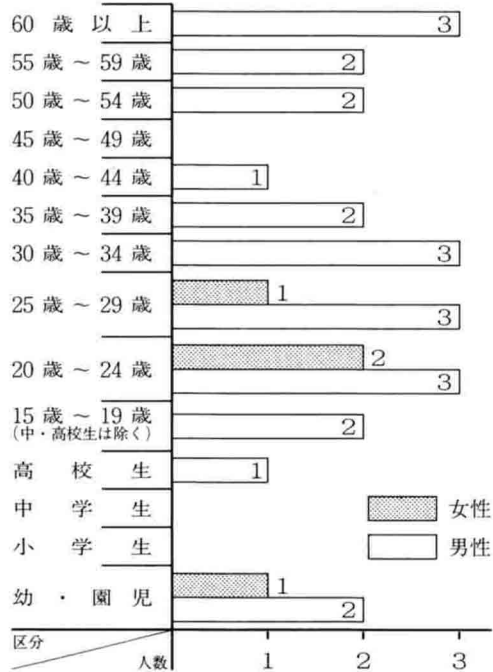
- ① 農協預託水田の対象期間は、一律三ヶ年までとなります。(五十六年度以前からの預託田は、転作対象となりません)
- ② 特定作物として取り扱われていた飼料用青刈り稲は、一般作物扱いとなります。
- ③ ホールクroppサイレージ用稲については、糊熟期または黄熟期のものに限って、一定の要件の下に特定作物(飼料作物)として、取り扱うこととなります。
- ④ 転換畑(水稲の作付けが不可能となった田)に転作が行われた場合は、新たに五年間の永年性作物と同額の奨励補助金交付となります。

期間が設定されます。ただし、すでに五ヶ年を経過しているものおよび第三期中に五年を経過するものについては、第三期の期間中は経過措置として、対象となります。

厳しい農業情勢ではありますが、第三期対策においても第二期対策と同様、特段のご理解とご協力をお願いいたします。



### ⑥第1当事者(加害者)の 年齢別・性別発生状況



**(特徴)**

若者による事故が多発しており、今後更に若者に対する交通安全教育を推進することが必要と思われます。

### ③月別交通事故発生状況

| 区分  | 年別 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 合計 |
|-----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|
| 件数  | 58 | 4 | 2 | 2 | 4 | 4 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3  | 2  | 1  | 28 |
|     | 57 | 1 | 1 | 4 |   | 2 | 4 | 2 | 2 | 3 | 2  | 3  | 4  | 28 |
| 死者数 | 58 |   |   |   | 1 |   |   |   |   |   |    |    |    | 1  |
|     | 57 |   |   | 3 |   |   |   |   |   |   |    |    | 1  | 4  |
| 傷者数 | 58 | 4 | 2 | 5 | 3 | 4 | 1 | 2 | 1 | 3 | 3  | 3  | 1  | 32 |
|     | 57 | 1 | 1 | 5 |   | 2 | 6 | 2 | 2 | 4 | 3  | 3  | 3  | 32 |

**(特徴)**

1、2、4、5月の4ヶ月間で全事故件数の半数が発生し、4月21日には死亡事故が発生しました。

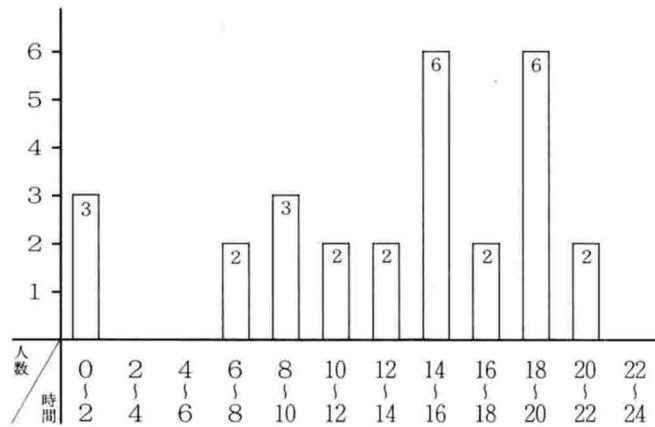
### ④曜日別発生状況

| 区分  | 曜日  | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 計  |
|-----|-----|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 件数  | 7   | 4 | 2 | 5 | 5 | 2 | 3 | 3 | 28 |
|     | 死者数 |   |   |   |   | 1 |   |   | 1  |
| 傷者数 | 11  | 4 | 2 | 5 | 4 | 2 | 4 | 4 | 32 |

**(特徴)**

全傷者数32名のうち、約3分の1にあたる11名が日曜日にケガをしています。

### ⑤時間別発生状況



**(特徴)**

下校時間帯と勤め帰りの時間帯にかけて、多発しました。

## 事故件数・傷者数は昨年と同数

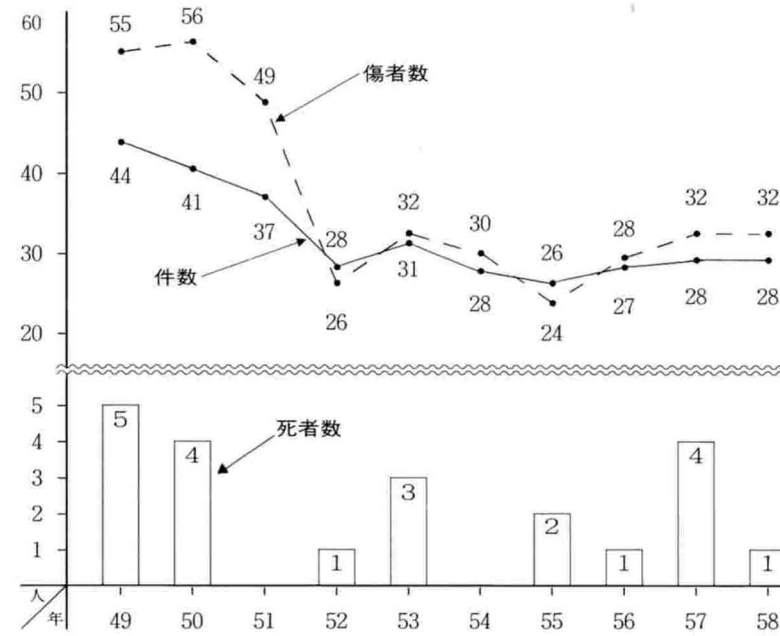
## 死者数は昨を下回る

### 昭和58年の村内交通事故発生概況

#### ①全国・新潟県の交通事故発生状況

| 年別  | 全 国     |       |         | 新 潟 県  |       |        |
|-----|---------|-------|---------|--------|-------|--------|
|     | 件数      | 死者    | 傷者      | 件数     | 死者    | 傷者     |
| 57  | 502,261 | 9,073 | 626,192 | 7,385  | 214   | 8,985  |
| 58  | 526,362 | 9,520 | 654,822 | 8,437  | 208   | 10,224 |
| 前年比 | +4.8%   | +4.9% | +4.6%   | +14.2% | -2.8% | +13.8% |

#### ②中之島村の年次別交通事故発生状況



昭和五十八年中、村内で発生した交通事故は、全国的に件数、傷者数、死者数のいずれもが増加している中で、件数と傷者数は昨年と同数、死者数は昨年を三名下回り、数字で見ると良い結果となりました。しかし、交通事故は一件でも少ない方がよいのですし、交通事故の無い明るい社会はみんなの願いなのです。そこで、村民の皆さんから交通事故の実状を認識していただくと共に、交通事故を撲滅するため、村内で発生した昨年一年間の交通事故状況を、十項目に分析してみました。

●出かける際に、しからぬようにしましょう。しからぬと、子どもはそのことで頭がいっぱい。周囲の状況が目に入らなくなり、思いがけない事故のもとになります。子どもが家を出るときは、笑顔で「い



子どもが毎日の生活で時間のゆとりを持つことも、交通事故に遭わないための大切なポイントです。●寝る前に翌日の準備をすませるよう習慣づけ、登校時間に余裕をもたせるようにしましょう。あわてて登校し、忘れ物に気づいて家に引き返す途中で、事故に遭うケースが多いのです。

#### 生活ゆとりを

●道路で遊ばないように、ふだんから徹底して注意しましょう。また、子どもは物陰で遊ぶのが大好きです。特に停車している車の陰で遊ばないように、よく言い聞かせてください。不意に飛び出すと大変危険です。

●道路を横断する前に、必ずいったん停止する習慣をつけさせましょう。それには日ごろから、曲り角では必ず止まるなどの習慣をつけて注意深い子どもに育てましょう。



●子どもには「あはしてはいけない」「こうしてはいけない」といっても、あまり効きめはありません。安全な行動を具体的に教えて実行させ、ほめながら教えると効果があります。

#### 具体的な教え方を

新入学(園)まで、あとわずかです。いつでも、どこでもお子さんが安全に行動できるようにするために、日常生活のなかでの、日ごろのお母さんの努力こそがものをいいます。子どもを交通事故から守るために、知ってもらいたいこと、ぜひお子さんに教えてもらいたいことを、まとめてみました。

お母さん、先生、子ども、新入学(園)まであとわずかです

ご存知ですか

自動車事故対策センターの交通遺児等貸し付け制度

自動車事故対策センターは、国が出資して設立された政府の機関で、自動車事故の防止と自動車事故による被害者保護の増進のための事業を行っています。

その一つとして、自動車事故により保護者が亡くなられたり、重度後遺

障害者となられた児童が健やかに成長されるため、必要な生活資金を貸し付けているのが「交通遺児等貸し付け制度」です。

●貸付金額 十二万六千円  
 ●一時金 一万四千元  
 ●育成金（貸付期間毎月）一万四千元  
 ●仕度金（小・中学校入学時）三万四千元  
 ●貸付期間／貸し付けが決定した月から中学校卒業の月まで  
 ●貸付利率／無利率  
 ●返還期間／中学校卒業から一年据え

**目的**  
 この運動は、広く県民に交通安全思想・交通道徳を普及徹底し、正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

**期間**  
 昭和五十九年四月六日（金）から四月十五日（日）までの十日間

**運動の重点**  
 一、子どもと高齢者の交通事故防止  
 二、二輪車の交通事故防止  
 三、シートベルト・ヘルメット着用の推進

春の全国交通安全運動  
 四月六日（金）～四月十五日（日）

**県知事が「交通安全学校訪問」で**  
 四月十日中之島中央小学校に來校

毎年、県では「春の全国交通安全運動」の行事の一環として、この期間に県知事が同乗され、ヘリコプターによる「交通安全学校訪問」を実施していますが、今年は中之島中央小学校に、四月十日（火）午前九時二十分から一時間の日程で、來校されることが決まりました。

そこで、この歓迎会に一般住民の方からも多勢参加くださいますようご案内いたします。なお、当日が悪天候等の場合は、ヘリコプターと県知事は來校されませんが、歓迎式は日程どおり行われます。

《村内交通事故発生状況》

| 区分   | 件数  |    | 死者  |    | 傷者  |    |
|------|-----|----|-----|----|-----|----|
|      | 2月中 | 累計 | 2月中 | 累計 | 2月中 | 累計 |
| 59   | 1   | 6  | 0   | 0  | 1   | 8  |
| 58   | 2   | 6  | 0   | 0  | 2   | 6  |
| 比較増減 | -1  | ±0 | ±0  | ±0 | -1  | +2 |

死亡事故0 連続340日（%現在）



置いた後二十年以内。ただし、中学校卒業後、高校・大学等に進学された場合、その間は返還を猶予します。

●返還方法／割賦（月賦・半年賦・年賦から選択）均等払い  
 ●問い合わせ先／詳しいことについては、左記へお問い合わせください。  
 〒九五一 新潟市本町通七番町一五三番地 日本信販新潟ビル六階  
 自動車事故対策センター新潟主管支所 業務課  
 (☎〇二五二―二三―二三三)

⑤事故原因

| 原因  | 車・自・自転車  |      |       |       |       |       |        | 歩行者  |      |     | 合計 |      |            |
|-----|----------|------|-------|-------|-------|-------|--------|------|------|-----|----|------|------------|
|     | 安全運転義務違反 | 安全速度 | わき見運転 | 安全不確認 | 前方不注意 | 一時不停止 | 最高速度違反 | 信号無視 | 飲酒運転 | その他 |    | 飛び出し | 車輻の直前・直後横断 |
| 件数  | 5        | 4    | 1     |       | 8     | 2     | 1      |      | 3    | 1   | 2  | 1    | 28         |
| 死者数 |          |      |       |       | 1     |       |        |      |      |     |    |      | 1          |
| 傷者数 | 5        | 5    | 1     |       | 10    | 2     | 1      |      | 3    | 2   | 2  | 1    | 32         |

**（特徴）**  
 そのほとんどが運転者の不注意によるものですが、特に安全運転義務違反で約65%を占め、交通安全に対する認識の甘さがうかがわれる実情にあります。

⑩車種別事故発生状況

| 車種   | 区分          |             |
|------|-------------|-------------|
|      | 第1当事者（加害者側） | 第2当事者（被害者側） |
| 大型貨物 | 2           |             |
| 普通乗用 | 11          | 4           |
| 普通貨物 | 7           | 9           |
| 軽乗用  |             | 2           |
| 軽貨物  | 2           | 1           |
| 二輪車  | 1           |             |
| 原付車  | 1           | 3           |
| 特殊車  |             | 1           |
| 自転車  | 1           | 2           |
| 歩行者  | 3           | 5           |
| 計    | 28          | 27          |
| 備考   |             | 車輛単独1       |

**（特徴）**  
 普通乗用、普通貨物によるものが、第一当事者で全事故の約六十五%、第二当事者で約半数を占めており、普通車同志による事故が目立つ。一方、歩行者が犠牲となる事故も五件（十八・五%）発生しており、一般的な交通事故防止対策を、なお一層推進することが必要です。

⑦路線別発生状況

| 道路名           | 件数 | 死者数 | 傷者数 |
|---------------|----|-----|-----|
| 国道            |    |     |     |
| 17号線（長岡東バイパス） | 3  |     | 3   |
| 8号線           | 3  |     | 3   |
| 県道            |    |     |     |
| 見附・与板線        | 2  |     | 4   |
| 中野・三条線        | 4  |     | 7   |
| 見附・分水線        | 4  | 1   | 3   |
| 長岡・中之島・見附線    | 1  |     | 1   |
| 押切停車場線        | 2  |     | 2   |
| 大口・与板線        |    |     |     |
| 七軒町・見附線       |    |     |     |
| 村道・その他        |    |     |     |
| 街路中之島線        | 2  |     | 2   |
| 中西・中条線        | 2  |     | 2   |
| 中之島・大沼線       | 2  |     | 2   |
| 中通・下道線        | 1  |     | 1   |
| 中通線           | 2  |     | 2   |
| 計             | 28 | 1   | 32  |

**（特徴）**  
 全事故件数の約8割が、国道に比べて交通規制・交通安全施設の整備が遅れている、県道と村道で発生しています。

⑧道路形状別事故発生状況

| 道路形状  | 件数 | 死者数 | 傷者数 |
|-------|----|-----|-----|
| 交差点   | 11 |     | 12  |
| 交差点付近 | 6  |     | 9   |
| 単路    |    |     |     |
| カーブ   | 1  |     | 1   |
| 直線    | 10 | 1   | 10  |
| 橋     |    |     |     |
| 屈折    |    |     |     |
| 踏切    |    |     |     |
| その他   |    |     |     |
| 計     | 28 | 1   | 32  |

**（特徴）**  
 交差点および交差点付近で全事故の60%あまりが発生し、21名（65.6%）がケガをしている。

帰宅後の遊びにも注意を

「帰宅後、遊びに行つてよい範囲や帰宅時間などを決めて、子どももしっかり守らせるようにしましょう。」

「帰宅後、遊びに行つてよい範囲や帰宅時間などを決めて、子どももしっかり守らせるようにしましょう。」

「帰宅後、遊びに行つてよい範囲や帰宅時間などを決めて、子どももしっかり守らせるようにしましょう。」



ドライバーの皆さんへ

子どもを交通事故から守るためには、ドライバーの皆さんの安全運転と、子どもたちへの思いやりが必要です。

- 子どもの「飛び出し」は突発的です。子どもの姿を見たらスピードを控え目にし、徐行運転を！
- 子どもが道路を横断しようとしているときは、後続車に合図を！
- スクールゾーンでは細心の注意を払い、スクールバスなどのそばを通り抜けるときは、必ず徐行して安全確認を！
- 車を発進させたり、後退するときには、周囲に子どもがいなくどうか再確認を！
- 左折するときは、左側に自転車に乗った子どもや歩行者がいなくどうか、十分確かめて徐行を！





**点検は 防火のはじまり**

四月一日から七日までの一週間、県下一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

全国では、二月二十九日から三月十三日まで実施しましたが、新潟県では、この期間が降雪期であるために実施を遅らせ、空気が乾燥して一年中で最も火災が多発する、この期間を選んで実施するものです。

みんな、火の元点検を毎日の暮らしの中に習慣づけ、火災のない明るく住みよい地域にするため、特に次のことに注意しましょう。

- たい火等の後始末と火遊びの防止——たい火、ごみ焼却をするときには、強風や異常乾燥に
- 出かける前、寝る前に火の元点検を励行しよう。
- ガスコンロ、暖房器具などは正しく取り扱う。
- 万が一に備えて、消火器や消火用水などを用意しておく。
- みんなで避難の方法などを話し合う。

**点検は 防火のはじまり しめくり**

**春の火災予防運動**

四月一日→四月七日

注意発令時を避けると共に、安全な場所を選んでそばに水バケツ等を用意し、終わったら必ず完全に火を消してください。

● 家族全員で火災防止の話し合いをしましょう——火災の恐ろしさを家族で話し合い、全員が次のことを必ず守りましょう。

- 火気使用中は、その場を離れない。
- 出かける前、寝る前に火の元点検を励行しよう。
- ガスコンロ、暖房器具などは正しく取り扱う。
- 万が一に備えて、消火器や消火用水などを用意しておく。
- みんなで避難の方法などを話し合う。



「レクリエーション専科」で仲間作り

3月11日、村内外の青年男女50余名が参加した、中之島村青年学級主催による「レクリエーション専科」。会場となった中之島村公民館では、一日中楽しそうな笑い声が絶えませんでした。

**カメラ散歩**

おにいさん・おねえさんどうもありがとう

卒業式と並んで欠かせないのが、趣向を凝らした送別会。ここ中之島中央小学校でも、去る3月10日に「6年生を送る会」が開催され、手製のプレゼントを渡したり（右の写真）劇などを披露して（下の写真）、最後のひとときを楽しく過ごしました。



**村民将棋大会**

A級一位は大竹健作さん

三月十一日、第十回を迎えた「中之島村民将棋大会」に、総勢三十一名が参加。A級（十三名）・B級（十八名）に分かれ、熱戦が繰り広げられました。

結果は、次のとおりです。

（敬称略）

| B級 |       | A級 |       |
|----|-------|----|-------|
| 一位 | 久住 東作 | 一位 | 大竹 健作 |
| 二位 | 石田 辰次 | 二位 | 河内 昇  |
| 三位 | 中島 定吉 | 三位 | 石丸 勇一 |
|    | 笹岡勇太郎 |    | 藤田 用作 |



**税務コーナー**

**確定申告を間違えたり 忘れたときは**

確定申告も終わり、ホッととして申告書を眺めていたら、計算間違いを発見——

このように、申告書を提出したあとで、計算違いなど申告内容の間違ひを見つけたときは、それを訂正することが出来ます。また、うっかりしていて申告書を出さなかった人は、早く申告してください。

**税額を多く 申告していたとき**

申告した税額が多かったことに気付いたときは、来年の三月十五日までの間に、正しい金額

に訂正するための「更正の請求」をすることが出来ます。

更正の請求が出されると、税務署ではその内容を検討し、請求が正当な場合は、納め過ぎた税金をお返しします。

**税額を少なく 申告していたとき**

申告した税額が少なかったことに気付いたときは、できるだけ早く正しい金額に訂正する「修正申告」をしてください。

なお、申告によって納めることとなる税金は、申告書を提出する日に納めることになっていきます。

**確定申告を 忘れていたとき**

確定申告をしなければならぬ人が、すっかり忘れていて申告を忘れていたときは、できるだけ早く「期限後申告」をしてください。

期限後申告によって納めるこ



納税相談の様子(3月7日・公民館で)

となる税金は、期限後申告書を提出する日に納めなければなりません。

\* 更正請求や修正申告、期限後申告をするための用紙は、税務署に用意してあります。

\* なお、これらの手続きなど、詳しいことについては最寄りの税務署・役場税務課でお気軽にご相談ください。

**たばこ消費税は 暮らしているうちに 生かされています**



●たばこは地元で買ひましょう。

〔4月1日から「北越銀行見附支店今町出張所」が、中之島村収納代理金融機関となります〕

**待望の「中之島歯科診療所」が開業しました**



診療所の外観と大谷伸之所长

かねてから、中之島村農協前（旧京新ネームブレイト工業（株）新潟工場跡地）で建設が進められていた歯科診療所が、このほど完成し、三月二十一日から「中之島歯科診療所」（大谷伸之所长）として開業しました。

診療時間等は次のとおりですが、四月六日までの水

曜日と土曜日、およびその後当分の間の土曜日が休診となります。

〔診療時間〕

- ・ 午前部 午前10時～午後1時
- ・ 午後部 午後2時30分～6時
- 〔休診日〕 日曜日・祝祭日
- 〔電話番号〕 六一六八二六

**『中之島村豪雪対策本部』を解散**

五六豪雪の累計降雪量を、遥かに上回った今年の豪雪ですが、すでに三月も後半となり、降雪の心配等もなくなっ

たことから、去る二月七日に設置した「中之島村豪雪対策本部」を、三月十九日付けで解散しました。

### 国民年金保険料は 前納制度の利用を

国民年金の加入者のみなさん  
「月々の保険料の納入の手間を省き、ついついつかりの納め忘れを防ぎ、しかも割り引きされる」などという話をご存知でしょうか。  
保険料の前納制度がそれです。昭和五十九年度の保険料額は、

一カ月六、二二〇円。一年間では七四、六四〇円になります。四月に一年分を前納した場合は七二、八四〇円で、一、八〇〇円の割り引きになります。  
四月は、保険料を前納するの都合の良い時期です。みなさんもこれを機会に「一年前納」に切り替えてみてはいかがでしょうか。  
保険料を一年分前納した場合の保険料額は、次のとおりです。  
○定額保険料 七二、八四〇円  
○付加保険料 四、六八〇円  
○定額保険料+付加保険料 七七、五二〇円



### 計量器の 定期検査を 実施します

計量法により、取引上または証明上に使用する計量器は、原則として検定証印のあるものでなければなりません。ことになっており、その使用者は三年に一回の定期検査を受けることが義務づけられています。  
本年がその年に該当し、次により実施しますので、該当者はもれなく受検されるようお願いいたします。  
〔検査対象計量器〕

取引上または証明上の計量に使用している質量計、皮革面積計  
○取引とは……「有償・無償を問わず物または役務の給付を目的とする業務上の行為」をいう。  
○証明とは……「公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること」をいう。  
※なお、農家の使用している「はかり」については、これを庭先取引に用いる場合や農作物を計って売る場合は検査の対象となりますが、試し計り、肥料配分等のみを用いるものは、対象外となります。  
〔受検手続き〕  
計量器使用者調査書を四月五日(休)までに、産業課商工係へ提出してください。



### 機械設備の投資を 計画されている企業者へ

〔奨新〕新潟県中小企業振興公社では、中小企業者が必要とする新鋭機械設備を、割賦で譲渡する設備貸付制度の受け付けを四月二日から開始しますので、機械設備の投資を計画されている中小企業者の方はご利用ください。  
〔奨新〕新潟県中小企業振興公社では、中小企業者が必要とする新鋭機械設備を、割賦で譲渡する設備貸付制度の受け付けを四月二日から開始しますので、機械設備の投資を計画されている中小企業者の方はご利用ください。

| 返済期間 | 利率    | 設備価格             |
|------|-------|------------------|
| 四年半  | 年五%   | 二十万円以上<br>二十万円以下 |
| 七年   | 年五・五% | 二十万円超<br>二十万円以下  |

申込者の資格要件など詳細については、産業課商工係、中之島村商工会または直接公社(新潟市西堀前通二番町七一五番地六・☎〇二五二二二一〇〇二五)へお問い合わせください。

### 中小企業設備近代化資金の 申請を受けます

県では、設備の近代化を計画されている中小企業者に対し、次の無利子の設備資金の貸付制度を実施しています。  
昭和五十九年度の受け付けを四月二日から行いますので、借入れを希望される方は、早めに産業課商工係へ申請してください。  
□資金名/中小企業設備近代化資金  
□申込期限/昭和五十九年四月一日から十二月二十日まで(ただし、期限内であっても予算枠に達した時点で締め切りますので、早めに申請してください)。  
□問い合わせ先/●県商工部工業振興課(工業部門) ●同商業振興課(商業部門) ●同商工企画課 ●役場産業課商工係(☎六一二一〇一) ●中之島村商工会(☎六一五五五〇)  
※中小企業設備近代化資金の貸付制度は、昭和五十九年度から廃止されます。

### 事業主の方へ

### 労働保険料の 申告と納付はお早めに

毎年四月一日から五月十五日までは、「労働保険(労災保険と雇用保険)の年度更新」の申告・納付期間です。  
労働保険の保険料は、事業主が自主的に申告・納付しなければなりません。もし、年度更新の手続きを忘れると、政府が保険料の額を決定することになり、



### 施設利用団体は 登録申請の手続きを

村内の小・中学校および中之島村公民館を利用される団体は、施設の円滑な運営を図るため、利用団体の登録が必要です。  
また、いままで施設を利用していた団体も登録が必要となりますので、次により団体登録の申請手続きを行ってください。

●学校開放に伴う利用団体の登録申請

▶開放校・開放施設

| 開放校      | 開放施設      |
|----------|-----------|
| 中之島中央小学校 | 体育館・グラウンド |
| 上通小学校    | 体育館・グラウンド |
| 信条小学校    | 体育館・グラウンド |
| 中之島中学校   | 体育館・グラウンド |
| 中之島北中学校  | 体育館・グラウンド |

▶登録団体の要件  
村内に在住、在勤するものが5人以上で団体を構成し、かつ責任者が明確になっていること。  
▶登録申請書の提出先  
5月1日までに教育委員会へ。  
▶その他  
登録申請書は、教育委員会に備えてあります。  
●社会教育関係団体の中之島村公民館利用登録申請  
申請手続きは、上記「学校開放に伴う登録申請」と同じです。  
《スポーツ保険制度のお知らせ》  
各種スポーツ団体等の会員が、その活動中に事故で傷害を被った場合に備えてのスポーツ保険制度があります。詳しくは、教育委員会事務局へ。

### 昭和59年度

### 新潟県青年リーダー養成海外研修

■募集人員/●一般団員21人 ●班長4人  
■応募資格  
●日本国籍を有する県内居住者で、青少年活動をしている者または希望している者。  
●海外渡航経験のない {一般団員20歳~25歳 / 班長26歳~35歳} までの勤労者。  
※参加経費として、10万円の負担があります。  
■応募期間/昭和59年3月15(水)~4月14(土)  
■申込先・問い合わせ先/中之島村公民館

— 参 考 —  
◎訪問先……フィリピン・インドネシア  
◎期 間……昭和59年10月15日~10月26日(12日間の予定)

募集案内

### 人口のうごき

— 2月29日現在 —  
( )内は前月比

|     |              |
|-----|--------------|
| 人 口 | 11,449人 (-4) |
| 男   | 5,613人 (-8)  |
| 女   | 5,836人 (+4)  |
| 世帯主 | 2,317戸 (±0)  |



## 届出はすみやかに——14日以内に

3月・4月は、就職・進学などで、転出される方や、保険証の変更が多い時期です。届出は14日以内です。住民異動届、国保への届けを忘れずにお願いします。

| その他                  |                    | 国保をやめる場合         |              | 国保にはいる場合       |                                   |
|----------------------|--------------------|------------------|--------------|----------------|-----------------------------------|
| 修学のため子供が他の市町村に下宿するとき | 印かん・保険証・在学証明書      | 死亡したとき           | 印かん・保険証      | 職場の健康保険をやめたとき  | 印かん・職場の健康保険をやめた証明書                |
| 保険証をなくしたとき           | 印かん・本人であることを証明するもの | 転出するとき           | 印かん・保険証      | 職場の健康保険にはいったとき | 印かん・両方の保険証(職場の保険証が未交付のときは証明できるもの) |
| 世帯をわけたりいっしょにしたとき     | 印かん・保険証            | 生活保護をうけるようになったとき | 印かん・保護廃止通知書  | 転入してきたとき       | 印かん                               |
| 世帯主や氏名が変わったとき        | 印かん・保険証            | 死亡したとき           | 印かん・母子手帳・保険証 | 子供が生まれたとき      | 印かん・母子手帳・保険証                      |
| 村内で住所が変わったとき         | 印かん・保険証            | 生活保護をうけるようになったとき | 印かん・保護廃止通知書  | 生活保護をうけなくなったとき | 印かん                               |

### 国保に加入する日

- よその町から転入してきた日
  - 職場の健康保険をやめた日の翌日
  - 子供が生まれた日
  - 生活保護を受けなくなった日
- 注意 国保の資格は、右の日から生じます。届け出がされると、保険税をさかのぼって、納めることになり負担を大きく感じます。

### 国保をやめる日

- よその町へ転出した日の翌日
  - 職場の健康保険に加入した日の翌日
  - 死亡した日の翌日
  - 生活保護を受けはじめた日
- 注意 会社の保険に加入した翌日から国保の資格はなくなります。国保の資格がなくなっているのに、うっかり国保の保険証で診療を受けた場合は、国保で負担した医療費は、あとで返していただくこととなります。



会社に勤めたり、やめたりして健康保険が変わったときは、その手続きをしましょう。



有効期間のきれた保険証は使えません。

## 広 報

# なかのしま 国保だより

南蒲原郡中之島村役場  
 (☎02586-6-2002)  
 編集と発行/保健衛生課  
 企画課



## 健康な笑顔は国保の願い。

昨年の一泊人間ドックより

あなたの健康づくりに一日人間ドックも手助けします。国保では、村民みなさんの健康づくりの推進に積極的に取り組んでおります。昨年はいじめて実施した成人病総合健康診断(一日人間ドック)はみなさんの協力により、大きな成果を得ることができました。今年もみなさんのご希望に添うよう一日人間ドックを実施します。健康づくりは、まず自分の健康状態を知ることです。最近の成人の死亡は、ガン・脳卒中・心臓病が多いようです。これらの病いも早期発見等で克復することが出来ます。健康チエックに一日人間ドックを役立てましょう。検診内容、及び受診希望者の申込みは、四月にお知らせをしますのをご覧下さい。

# 医療費を節約しましょう

## ① まず健康づくり

医療費節約の基本は健康づくりにあります。健康でお医者さんにかかる必要のないからだを作り上げましょう。それには第一に栄養、第二に運動、第三に休養、この三点に注意して日常生活を送ることが大切です。成人病は、その原因の9割までが、食生活を中心とした日常生活にあるといわれます。

### A バランスのとれた栄養を

がんを含めて、成人病の原因は、その80-90%までが、毎日の食生活習慣にあるといわれます。

偏食をさげ、バランスのとれた食生活に心がけましょう。

- ① 1日30種類以上の食品をとる。
- ② 腹八分目を守る。
- ③ 食塩の摂取量を減らす。
- ④ 野菜・海藻は豊富にとる。
- ⑤ 牛乳・小魚等カルシウムをとる。
- ⑥ 油は植物性に
- ⑦ 大豆製品や魚・肉などたんぱく質をとる。
- ⑧ 糖分をとり過ぎない。
- ⑨ 食事はたのしく、よくかんで。

### B 適度の運動を

運動すると体内で沢山の酸素を消費します。この酸素を補うため肺は活発に働き、空気中の酸素を血液に送り込みます。この血液を、心臓が力強く鼓動して血管のすみずみまで送り届けます。

こうして心臓・肺・血管の機能は強化され、成人病予防に役立ちます。そのほか筋力を高め、柔軟性を高めるといふ効果もあります。



### C 充分の睡眠と休養

過労はからだの抵抗力を低下させます。がんなどすべての病気についていえることですが、人間のからだは抵抗力を失うと発病しやすくなります。不摂生を避け、疲労の回復につとめましょう。疲労の回復はただ安静にしていればいいというものではありません。積極的に気分転換をはかることも大変有効です。



## ② 深夜、休日、時間外受診をやめましょう

深夜、休日、時間外に受診すると、診療費のほか割増料金がとられ高い医療費になります。

突然はげしい症状におそわれるような場合は別にして、ふつうの病気には必ずなんらかの前ぶれがあるものです。

どうも様子がおかしいというときは、必ず時間内に診療を受けるようにしましょう。

## ③ お医者さんを信じましょう



どうしても納得がいかない、というならともかく、ちょっと症状の回復がはかばかしくないといつてすぐお医者さんをかえる。あるいは1つの病気で2人も3人ものお医者さんを渡り歩く。こういうことは医療費の無駄づかいです。

まずかかっているお医者さんを信じましょう。

## ④ 交通事故にあつたら必ず届け出を

交通事故にあい、国保を使って診療を受けた場合は、加害者と示談を結ぶ前に、必ず国保へ届け出てください。

そういう場合は、医療費は加害者が負担するのが原則であり、国保は一時医療費を立て替えているに過ぎません。届け出がなくて示談を結ぶと、国保が加害者に請求する権利が失われてしまう場合があります。

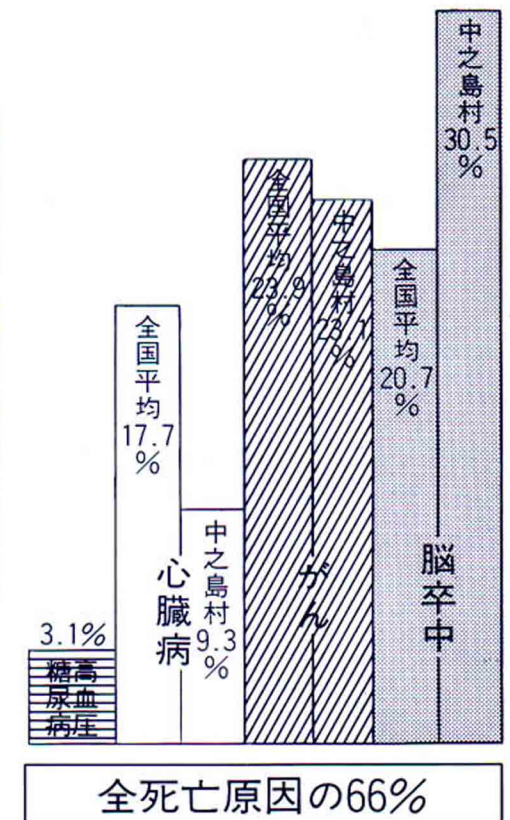
# ふえつづける医療費

医療費は相変わらず、年六、七%の割合でふえつづけています。医療費がふえれば、それに応じて、ご負担いただいている保険税も値上げさせていただかないと、国保財政は破綻してしまいます。いままでは、なんとかやりくりして、保険税の値上げは極力おさえてきましたが、これからは、医療費がふえれば、それはそのままストレートに、保険税の値上げにつながることをご承知願いたいと存じます。これを防ぐには、医療費の節約しかありません。なんとかかちエをしぼって、医療費の節約をお考えください。

## 中之島村国保の一人当り医療費と保険税



# 死亡原因に占める三大成人病の割合

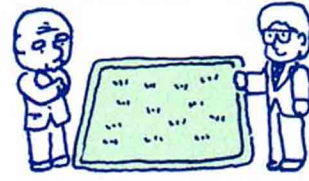


## 現代生活への反省をしよう

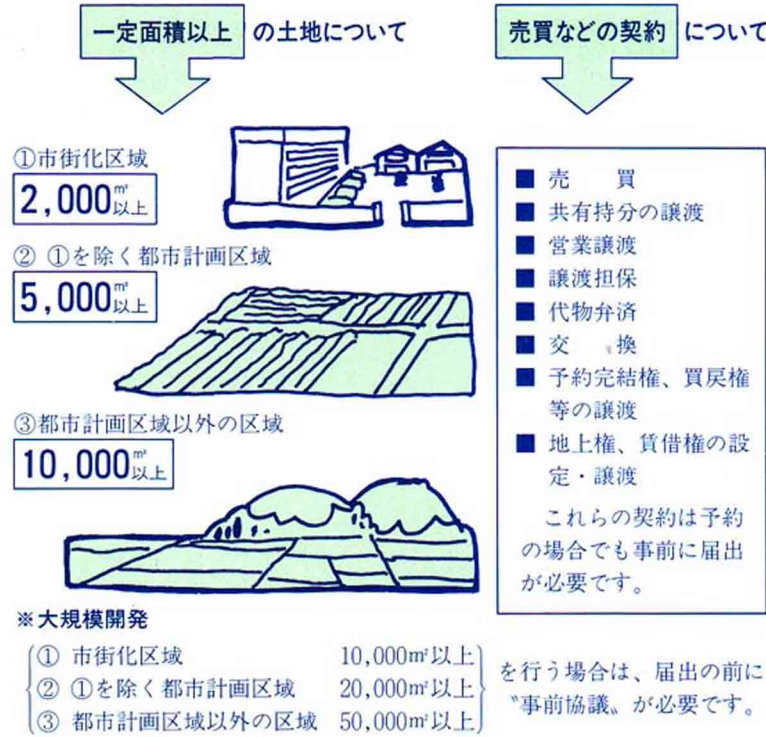
最近の日本人の死因の上位、三位を成人病が占めています。成人病の原因・誘因となるものの正体を探っていくと、結局、私たちの日常生活の過ごし方という鍵が発見できます。私たちの現代生活は、文明や経済力の発展により、大へん快適です。乗りものや家庭電化製品のおかげで、少しも体を動かさずに目的がかなえられます。食物は町中にはらんし、好みに合ったものだけを食べることもできます。つまり、恐ろしい成人病も、突然おこるのではなく、若いときから徐々に進行してくるものです。ことばをかえれば成人病は「習慣病」ともいえます。そこで、この成人病について良く理解し、日ごろの生活習慣に注意し、また早期発見に心がければ、成人病の予防ができます。しかも豊かな人生を歩むことができます。

# だまって動かしてはダメですよ!

## 一定面積以上の土地取引には 事前に届出が必要です



—— 国土利用計画法による 土地取引の届出制 ——



**国土利用計画法の目的**

国土利用計画法は、土地の機械的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。

**土地取引のまえに届出を**

土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者（売買であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに、当該土地の所在する市町村役場に届け出て下さい。（届出の用紙は、役場企画課に備えてあります。届出を受けた知事は、書類審査を行います。）

**届出の必要な土地取引**

届出を必要とする面積は、次の一定面積以上の「一団の土地」です。

- ① 市街化区域 2,000平方m以上
- ② ①を除く都市計画区域 5,000平方m以上
- ③ 都市計画区域以外の区域 10,000平方m以上

査等を行い、不適当と認めるときは取引の中止または変更を勧告することがあります。それ以外の場合には、届出の日から6週間以内に勧告をしない旨を文書で通知します。この通知を受け取れば契約ができることとなります。

**届出に必要な譲渡**

- 地上権・賃借権の設定等
- 代物弁済・交換
- 営業譲渡担保
- 予約完結権・買戻権等の譲渡

ただし、農地法第3条第1項の許可を要する場合（農地を農地として利用するための権利の移転）は不要です。

なお、立木や建物の取引とあわせて土地の取引をする場合には、立木や建物の予定価格についても届出書に記載することになります。

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる図のような一団の土地取引は、個々の取引それぞれについて届出が必要です。



——届出は、契約の6週間前までにしましょう。——



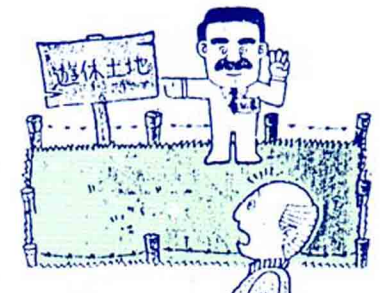
**届出をしないと**

1、法律で罰せられます  
届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。

2、税法上の特典がうけられなくなる場合があります

① 届出をしないで土地を譲渡すると、特定住宅地造成事業等のために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除などが受けられなくなる場合があります。

② 届出をしないで造成宅地などを譲渡すると、法人等の土地譲渡益重課の適用除外措置が受けられなくなる場合があります。



**遊休土地制度**

届出をして取得した一定面積以上の土地が3年たっても利用されていない場合には、知事はその土地の有効かつ適切な利用を促進するため、その土地を、「遊休土地」に指定し、所有者等々に通知することがあります。この通知を受けたときは、その人は、土地の利用や処分計画を知事に届け出なければなりません。この届出を受けて、知事はその土地の積極的利用のために必要な助言や勧告をします。

不明な点や詳細については、役場企画課（☎6-2270・内線26）までお問い合わせください。

土地は、他の商品と異なり、価格の判断が難しいのが実情です。そのため、いったん適正な価格より高い価格で取引されると、それが周辺の地価に影響して地価水準が引き上げられる、といったことがよく起こっていました。また、公共用地の取得価格も、公共事業間で必ずしも統一されているとはいえず、地価が混乱する一つの原因になっていたとの指摘もなされていました。

このような価格の高騰を防ぐため、また土地取引価格の



## 土地取引価格の目安

「地価公示」と「地価調査」

### ◎地価公示(標準地) 58年1月1日現在……国が実施

| 番号    | 所在地及び地番          | 1㎡当たりの価格(円)     | 周辺の土地の利用の現況            | 都市計画法の地域分類   |
|-------|------------------|-----------------|------------------------|--------------|
| 中之島-1 | 大字中之島字芝切 3831番9外 | 23,400 (21,900) | 近くにガソリンスタンドも見られる新興住宅地域 | 市街化区域 (住居地域) |
| -2    | 大字中之島字三並 395番    | 26,800 (25,300) | 農家住宅に一般住宅が混在しつつある住宅地域  | 市街化区域 (住居地域) |
| 10-1  | 大字中条字宮村 丙502番    | 10,500 ( - )    | 農家住宅の多い在来の農家集落地域       | 市街化調整区域      |

目安とするため、調査地点を設定し一定の期間に「正常な価格」を年一回判定公表する制度として国が行う「地価公示」と県が行う「地価調査」があります。

これらの制度はいずれも、一般の土地取引や公共用地の取得価格の算定などに当たって

### ◎地価調査(基準地) 58年7月1日現在……県が実施

| 番号       | 所在地及び地番           | 1㎡当たりの価格(円)     | 周辺の土地の利用の現況        | 都市計画法の地域分類   |
|----------|-------------------|-----------------|--------------------|--------------|
| 中之島(県)-1 | 大字中之島字腰巻 469番     | 32,000 ( - )    | 小売店舗も混在する県道沿いの住宅地域 | 市街化区域 (住居地域) |
| 10-1     | 大字大口字居掛 1583番子外2筆 | 13,000 (12,500) | 農家住宅と一般住宅が混在する地域   | 市街化調整区域      |

て、信頼度の高い指標を皆さんに提供しようとするものです。

価格の公示については、それぞれの公表日に官報等で公表されるほか、同時に新聞やテレビなどで報道されます。また調査価格や調査地点を書き込んだ図面は、都道府県庁や関係市区町村の役場へ行けば、どなたでも簡単に閲覧できます。土地取引などに当たってはぜひ参考にしてください。

※土地の地目はいずれも「宅地」です。( )内は前年同期の価格。